

裏面白紙

中央労働委員会ニ於ケル調停案ハ千九百三十四年十月九日ニ趣
ナルガ之ニ對シ政府ハ

一、調停ニヨル賃銀ハ高キニ失シ他事業ニ波及スベキ
ヲ以テ悪性インフレヲ誘致シ國家再建ニ支障

アルモノト認め

二、調停ニヨル賃銀ヲ以テ会社経営ヲ遂行スルニハ電
氣料金ヲ現行ノ約ニ倍半ニ引上ゲル必要アリ

内閣

裏面白紙

政府ハ労働争議ニヨル賃銀値上ト肉聯シテ
電気料金ノ値上ヲ認めル意思ナシ

昭和二十一年十一月三日

内務 司法 厚生 商工 睦口
大臣 協定

内閣